

自主的避難等対象区域（本宮市）で、梅の実の生産販売業を営んでいたが、放射線量が高いため梅の木を伐採した申立人について、伐採後の一定期間について原発事故の影響割合を10割とする営業損害の賠償がされた事例。

1162

## 和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号（以下、「本件」という。）につき、申立人X1・申立人X2（以下、「申立人ら」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下、「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

### 第1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記の期間に限る）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないこととする。

#### 記

	損害項目	金額	期間
1	生活費増加費用 （自家消費野菜）	132,145円	自平成24年1月1日 至平成26年12月31日
2	就労不能損害 （申立人X1氏）	85,671円	自平成25年6月1日 至平成26年2月28日
3	営業損害	23,500円	自平成24年12月1日 至平成26年12月31日

### 第2 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、前項記載の損害項目についての和解金として金241,316円の支払義務のあることを確認する。

### 第3 支払方法

（省略）

### 第4 清算条項

申立人らと被申立人は、第1記載の損害項目（第1記載の期間に限る）について、以下の点を相互に確認する。

ア 本和解に定める金額を超える金額につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。

イ 本和解に定める金額にかかる遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

### 第5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人らが1通、被申立人が1通をそれぞれ保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成28年1月27日

(仲介委員 玉越浩美)